

株式交換に関する事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日
スペースシャワー SKIYAKI ホールディングス株式会社
株式会社 SKIYAKI

2024年4月1日

株式交換に関する事後開示書類

東京都港区六本木三丁目16番35号
スペースシャワーSK I Y A K Iホールディングス株式会社
代表取締役共同社長 林 吉 人
代表取締役共同社長 小久保 知洋

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社SK I Y A K I
代表取締役社長 小久保 知洋

スペースシャワーSK I Y A K Iホールディングス株式会社（2024年4月1日付変更前の商号は株式会社スペースシャワーネットワーク。以下「スペースシャワーSK I Y A K I」といいます。）及び株式会社SK I Y A K I（以下「SK I Y A K I」といいます。）は、2023年11月10日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、スペースシャワーSK I Y A K Iを株式交換完全親会社、SK I Y A K Iを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年4月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - （1）会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求を行ったSK I Y A K Iの株主はおりませんでした。
 - （2）会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
SK I Y A K Iは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2024年3月11日付で、SK I Y A K Iの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社であるスペースシャワーSK I Y A K I

の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告しましたが、会社法第 785 条第 5 項に定める期間内に、同条第 1 項に従って、SK I Y A K I に対して株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行ったスペースシャワー SK I Y A K I の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

スペースシャワー SK I Y A K I は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 2 月 27 日付で、スペースシャワー SK I Y A K I の株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全子会社である SK I Y A K I の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告しましたが、会社法第 797 条第 5 項に定める期間内に、同条第 1 項に従って、スペースシャワー SK I Y A K I に対して株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりスペースシャワー SK I Y A K I に移転した SK I Y A K I の普通株式の数は、10,812,962 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) スペースシャワー SK I Y A K I は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2024 年 1 月 26 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (2) SKIYAKIは、会社法第783条第1項の規定により、2024年1月26日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) スペースシャワーSKIYAKIは、本株式交換に際して、本株式交換によりスペースシャワーSKIYAKIがSKIYAKIの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のSKIYAKIの株主の皆様(ただし、後記(5)に記載のSKIYAKIの自己株式が消却された後の株主をいいます。)に対し、その保有するSKIYAKIの普通株式1株に対してスペースシャワーSKIYAKIの普通株式0.76株の割合をもって、スペースシャワーSKIYAKIの普通株式を割当交付しました。
なお、スペースシャワーSKIYAKIが割当交付した普通株式の総数は8,217,851株です。
- (4) 本株式交換により増加するスペースシャワーSKIYAKIの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って、スペースシャワーSKIYAKIが別途定めるものとします。
- (5) SKIYAKIは、2024年3月15日開催の取締役会の決議により、基準時においてSKIYAKIが保有していた自己株式35,538株の全部を、基準時をもって消却いたしました。
- (6) SKIYAKIの普通株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場において、2024年3月28日付で上場廃止となりました。

以 上